

鬼北町立北宇和病院医療情報システム導入業務プロポーザル審査要領

鬼北町立北宇和病院医療情報システム導入業務プロポーザルの審査に関する事項を次に定める。

1 審査の対象となる事業者

- (1) 「鬼北町立北宇和病院医療情報システム導入業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 実施要領等に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領等により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び配点

総合点数は300点とし、審査項目区分ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	評価項目	配点
① システム評価	仕様書に関する事項	50
② プレゼンテーション評価	システム提案・保守内容等に関する事項	150
③ 見積価格	見積書に関する事項（初期導入費、7年間の保守料）	100
合計		300

3 審査の方法

- (1) 提出された関係書類、提案内容及びプレゼンテーション及び金額等により審査、評価を行い、最高点を付した提案をした者を「受託候補者」として、随意契約の優先交渉権者とする。
- (2) 採点数が同じ場合は、審査対象見積額の低いものを選定する。
- (3) 審査は非公開とし、選定の結果についての異議申立ては、一切受付けない。
- (4) 「受託候補者」が契約締結までに参加資格を満たさなくなった時、または契約交渉が不調となった時は、「次点者」と契約交渉を行う。